

令和7年2月定例県議会付議案

- 議案第 1号 令和7年度鳥取県一般会計予算
- 議案第 2号 同 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算
- 議案第 3号 同 鳥取県公債管理特別会計予算
- 議案第 4号 同 鳥取県給与集中管理特別会計予算
- 議案第 5号 同 鳥取県国民健康保険運営事業特別会計予算
- 議案第 6号 同 鳥取県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
- 議案第 7号 同 鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
- 議案第 8号 同 鳥取県就農支援資金貸付事業特別会計予算
- 議案第 9号 同 鳥取県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 議案第10号 同 鳥取県県営林事業特別会計予算
- 議案第11号 同 鳥取県県営境港水産施設事業特別会計予算
- 議案第12号 同 鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 議案第13号 同 鳥取県港湾整備事業特別会計予算
- 議案第14号 同 鳥取県収入証紙特別会計予算
- 議案第15号 同 鳥取県県立学校農業実習特別会計予算
- 議案第16号 同 鳥取県育英奨学事業特別会計予算
- 議案第17号 同 鳥取県天神川流域下水道事業会計予算
- 議案第18号 同 鳥取県営電気事業会計予算
- 議案第19号 同 鳥取県営工業用水道事業会計予算
- 議案第20号 同 鳥取県営埋立事業会計予算
- 議案第21号 同 鳥取県営病院事業会計予算
- 議案第22号 令和6年度鳥取県一般会計補正予算（第6号）
- 議案第23号 同 鳥取県公債管理特別会計補正予算（第1号）
- 議案第24号 同 鳥取県国民健康保険運営事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第25号 同 鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算（第1号）

議案第26号 同 鳥取県営林事業特別会計補正予算（第1号）

議案第27号 同 鳥取県営境港水産施設事業特別会計補正予算（第1号）

議案第28号 同 鳥取県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）

議案第29号 同 鳥取県育英奨学事業特別会計補正予算（第1号）

議案第30号 同 鳥取県営病院事業会計補正予算（第3号）

議案第31号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例
(庶務集中課等)

刑法の一部が改正され、懲役刑及び禁錮刑が廃止されるとともに、拘禁刑が創設されること等に伴い、関係する条例について所要の改正を行うものである。

(概要)

次の条例中懲役刑及び禁錮刑を拘禁刑に改める等所要の規定の整備を行う。

- ・ 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例
- ・ 鳥取県統計調査条例
- ・ 職員の給与に関する条例
- ・ 鳥取県屋外広告物条例
- ・ 職員の退職手当に関する条例
- ・ 鳥取県立自然公園条例
- ・ 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例
- ・ 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例
- ・ 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例
- ・ 鳥取県公害防止条例
- ・ 鳥取県自然環境保全条例
- ・ 鳥取県青少年健全育成条例
- ・ 鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例
- ・ 拡声機による暴騒音の規制に関する条例
- ・ 鳥取県情報公開条例
- ・ 鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例
- ・ 鳥取県砂防指定地等管理条例
- ・ 鳥取県暴力団排除条例
- ・ 鳥取県薬物の濫用の防止等に関する条例
- ・ 鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例
- ・ 鳥取県個人情報保護条例

[令和7年6月1日施行]

議案第32号 鳥取県一時保護施設に関する条例（家庭支援課）

児童福祉法の一部が改正され、条例で一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定めるととされたことに伴い、当該基準を定めるものである。

(概要)

一時保護施設の設備及び運営に関する基準を次のとおり定める。

①職員の配置

管理者、指導教育担当、児童指導員又は保育士、嘱託医、看護師、心理療法担当職員、学習指導員、調理員を置くこととする。

②設備

児童の居室、学習等を行う室、屋内運動場（施設の付近にある屋内運動場に代わるべき場所を含む。）又は屋外運動場（施設の付近にある屋外運動場に代わるべき場所を含む。）、相談室、食堂、調理室、浴室、便所を設けることとする。

③入所者の支援等

ア 児童相談所長は、施設において一時保護を行うに当たっては、児童に対し、児童の権利、児童の権利を擁護する仕組み、一時保護を行う理由その他必要な事項について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じた説明を行うものとする。また、施設においては、入所した児童に対し、その意見又は意向を尊重した支援を行うものとする。

イ 児童相談所長は、施設において適切に意見表明等支援事業が行われる環境を整備するとともに、把握した児童の意見又は意向を踏まえ、適切に鳥取県児童福祉審議会に必要な情報を提供するものとする。

④その他施設の設備及び運営に必要な基準を定める。

[令和7年4月1日施行]

議案第33号 鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例（博物館等）

デジタル社会形成基本法の一部が改正され、地方公共団体の業務処理について、情報通信技術の効果的な活用が妨げられないようにするための措置を講じなければならないこととされたこと等に鑑み、博物館等において開館時間を臨時に変更する等の場合にインターネットを利用する方法により公表することを明確化する等所要の改正を行うものである。

（概要）

①次の条例について、それぞれに定める施設において、臨時に開館時間を変更する等の場合の公表方法としてインターネットを利用する方法を加える。

- ・鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例
- ・鳥取県立山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館の設置及び管理に関する条例
- ・鳥取県における歴史資料として重要な公文書等の保存等に関する条例

②鳥取県行政手続条例の一部改正

不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合の聴聞の通知を公示の方法によって行う場合は、公示事項を知事等が別に定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を知事等の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする等所要の規定の整備を行う。

③鳥取県無料低額宿泊所に関する条例の一部改正

無料低額宿泊所が入居申込者に対して入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項等を、情報通信の技術を利用する方法により提供する場合に用いる記録媒体を見直す。

[公布施行ほか]

議案第34号 鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（デジタル基盤整備課）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）及び住民基本台帳法（以下「住基法」という。）の一部が改正され、番号法別表及び住基法別表に掲げる事務に準ずる事務（以下「準法定事務」という。）が定められたこと等に伴い、所要の改正を行うものである。

（概要）

①鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部改正

ア 条例で定める個人番号を利用することができる事務から、準法定事務に定められた事務と重複する事務を削る。

イ 個人番号を利用することができる事務並びに知事又は教育委員会が自ら保有する特定個人情報のうち自ら利用し又は提供することができる特定個人情報について定めた規定について、知事及び教育委員会への委任を廃止する。

ウ その他所要の規定の整備を行う。

②鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部改正

本人確認情報及び附票本人確認情報を利用することができる事務について、①アに準じた改正を行う。

[公布の日から起算して1年を超えない範囲において規則で定める日から施行]

議案第35号 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（交通政策課）

鳥取東京線の5便化が延長されることに伴い、所要の改正を行うものである。

（概要）

鳥取東京線の航空機に係る着陸料の軽減期間は、令和11年3月24日まで（現行 令和7年3月29日まで）とする。

[公布施行]

議案第36号 鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例（人事企画課等）

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律が制定され、教育委員会に教育職員免許状再授与審査会を置くこととされたこと等に伴い、所要の改正を行うものである。

（概要）

①教育委員会の附属機関として鳥取県教育職員免許状再授与審査会を設置することとし、その調査審議する事項を定める。

②知事の附属機関について定めた規定中引用する私立学校法等の条項を改める。

[令和7年4月1日施行ほか]

議案第37号 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（市町村課等）

①建築基準法施行令の一部が改正され、市町村に置く建築主事等の権限に属するものとされる事務の範囲が改められたことに伴い、所要の改正を行うものである。

②農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可等の事務を効率的に処理するため、当該事務の一部を各市町村に移譲するものである。

（概要）

ア 鳥取県福祉のまちづくり条例に基づく事務のうち、境港市が処理する事務は条例第24条第1項の規定による請求の受理及び知事への送付（建築基準法第6条第1項第2号に掲げる建築物のうち、木造の建築物（地階を除く階数が3以上であるもの、延べ面積が300平方メートルを超えるもの及び高さが16メートルを超えるものを除く。）及び同項第3号に掲げる建築物に係るものに限る。）とする。

イ 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく事務のうち、農用地利用集積等促進計画の認可（農業経営基盤強化促進法の規定により農用地利用集積等促進計画で定める事項に含めることができるとされた事業のうち、農地売買等事業以外の事業に係るものを除く。）等の事務を、各市町村に移譲する。

[令和7年4月1日施行]

議案第38号 鳥取県保護施設及び授産施設に関する条例等の一部を改正する条例（孤独・孤立対策課等）

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

（概要）

①鳥取県保護施設及び授産施設に関する条例の一部改正

救護施設及び更生施設には、栄養士又は管理栄養士（現行 栄養士）を置かなければならないこととする。

- ②鳥取県軽費老人ホームに関する条例の一部改正
軽費老人ホームには、栄養士又は管理栄養士（現行 栄養士）を置かなければならないこととする。
- ③鳥取県養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに関する条例の一部改正
養護老人ホームには、栄養士又は管理栄養士（現行 栄養士）を置かなければならないこととする。
- ④鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例
短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護のサービス事業者は、従業者に栄養士又は管理栄養士（現行 栄養士）を置かなければならないこととする。
- ⑤鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正
次に掲げる児童福祉施設には栄養士又は管理栄養士（現行 栄養士）を置かなければならないこととする。
- ・乳児院（10人以上の乳幼児が入所する場合に限る。）
 - ・児童養護施設（40人を超える児童が入所する場合に限る。）
 - ・福祉型障害児入所施設（40人を超える児童が入所する場合に限る。）
 - ・児童発達支援センター（40人を超える児童が通う施設に限る。）
 - ・児童心理治療施設
 - ・児童自立支援施設（40人を超える児童が入所する場合に限る。）
- ⑥鳥取県女性自立支援施設に関する条例の一部改正
女性自立支援施設には、栄養士若しくは管理栄養士又は調理員（現行 栄養士又は調理員）を置かなければならないこととする。
- ⑦鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部改正
指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）及び指定障害児入所施設には、栄養士又は管理栄養士（現行 栄養士）を置かなければならないこととする。

[令和7年4月1日施行]

議案第39号 鳥取県民生委員定数条例の一部を改正する条例（孤独・孤立対策課）

民生委員がその職務を適切に遂行できるようにするため、民生委員の増員を行うものである。
(概要)

民生委員の定数を次のとおり変更する。

市町村	変更後	変更前
米子市	350人	345人
倉吉市	175人	170人
東伯郡湯梨浜町	51人	50人
東伯郡北栄町	46人	45人

[令和7年12月1日施行]

議案第40号 鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例（住宅政策課）

- ① 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部が改正され、建築確認の審査において建築物エネルギー消費性能適合性の審査（仕様基準による評価の場合に限る。）を併せて行うこととされたことに伴い、所要の改正を行うものである。
- ② 建築物の省エネルギー化に伴う重量化により、建築基準法が改正され、構造規定等が審査対象とされたことに伴い、所要の改正を行うものである。
- ③ 受益と負担の公平の確保を図るため、手数料の新設及び額の変更を行うものである。

(手数料の概要)

設定

ア 建築物の建築主が国、都道府県等である場合に建築主事等が行う建築物の認定、完了検査及び中間検査等 それぞれ建築物の建築主が国、都道府県等以外の者の場合の手数料と同額

イ 建築計画概要書又は築造計画概要書の写しの交付 1 件につき 650 円

ウ 土地を建築物の敷地として利用するため、道路法等の規定によらないで築造する道の指

定 1 件につき 66,000 円

引上げ

区 分	単 位	金 額	
		現 行	改 正 後
建築物の確認			
仕様基準による評価を併せて行わない場合	床面積の合計に応じて、1 件につき	5,000 円～460,000 円	9,000 円～694,000 円
			22,000 円～708,000 円
			34,000 円～852,000 円
仕様基準による評価を併せて行う場合（一戸建ての住宅の場合）			
仕様基準による評価を併せて行う場合（一戸建ての住宅以外の住宅の場合）			
建築設備の確認			
新たな建築設備の確認を受ける場合	1 件につき	9,000 円	24,000 円
建築設備の計画の変更をする場合	1 件につき	5,000 円	11,000 円
工作物の確認			
新たな工作物の確認を受ける場合	1 件につき	8,000 円	18,000 円
確認を受けた工作物の計画の変更をする場合	1 件につき	4,000 円	8,000 円
建築物の完了検査			
特定工程を含まない工事を完了した場合	床面積の合計に応じて、1 件につき	10,000 円～380,000 円	26,000 円～706,000 円
特定工程を含む工事を完了した場合	床面積の合計に応じて、1 件につき	9,000 円～370,000 円	24,000 円～702,000 円
建築設備の完了検査	1 件につき	13,000 円	38,000 円
工作物の完了検査	1 件につき	9,000 円	30,000 円
建築物の中間検査	床面積の合計に応じて、1 件につき	9,000 円～330,000 円	14,000 円～344,000 円

[令和 7 年 4 月 1 日施行]

議案第 4 1 号 鳥取県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例（住宅政策課）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部が改正され、特別特定建築物について、床面積が 1,000 平方メートル未満の階における車椅子使用者用便房の設置義務の例外が定められたこと等に伴い、所要の改正を行うものである。

（概 要）

- ①建築物移動等円滑化基準に付加する事項として、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、車椅子使用者用便房を 1 以上設けることを加える。

- ②劇場等の車椅子使用者用客席について、施行令に整備基準が新設されたことに伴い、現行条例において重複する部分を削除する。

[令和7年6月1日施行ほか]

議案第42号 貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例（会計指導課等）

県内における介護福祉士の充実に資するため、介護福祉士修学資金を新たに貸し付けること及び、県内における発達障害児に対する医療体制の充実及び医療水準の向上を図るため、発達障がい児医療研究資金を新たに貸し付けることに伴い、これらの資金の返還に係る債務の免除について定める等所要の改正を行うものである。

（概要）

①介護福祉士修学資金

（免除の条件）

公共職業訓練を修了した日から1年以内に介護福祉士登録簿に登録し、かつ、県内等において介護福祉士業務等に従事し、介護福祉士業務等に引き続き3年間従事したときなど

②発達障がい児医療研究資金

（免除の条件）

県立総合療育センター等において発達障害児に対する診療の業務に従事する医師となった日から起算して3年以上その業務に従事したときなど

③介護福祉士等修学資金及び特例児童扶養資金の返還に係る債務の免除に関する規定を削る。

[令和7年4月1日施行]

議案第43号 鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例（会計指導課等）

- ①建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部が改正され、全ての建築物につき建築物エネルギー消費性能基準への適合義務が定められたこと等に伴い、所要の改正を行うものである。
- ②受益と負担の公平の確保を図るため、建築士事務所の登録に係る手数料の額を引き上げるものである。
- ③教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律が制定され、特定免許失効者等に免許状を再授与する手続が定められたことに伴い、所要の改正を行うものである。

（概要）

ア 建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る区分ごとの手数料を次のとおり徴収し、又は額を引き上げ、複合建築物の場合はそれぞれの区分に応じて定める金額を合計した金額を徴収する。

区分		標準評価法の場合	併用評価法の場合	簡易評価法の場合
住宅部分	一戸建ての住宅	36,000円～40,000円	27,000円～29,000円	18,000円～20,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅	72,000円～294,000円	53,000円～228,000円	34,000円～163,000円
非住宅部分（工場等以外）		238,000円～914,000円（現行 214,000円～820,000円）		91,000円～455,000円（現行 82,000円～409,000円）
非住宅部分（工場等）		24,000円～241,000円（現行 21,000円～216,000円）		20,000円～231,000円（現行 18,000円～207,000円）

イ 住宅の用に供する部分を有する建築物に係る建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に伴う建築物エネルギー消費性能適合性判定の手数料について、変更後の住宅の用に供する部分（増加する部分を除く。）の床面積に2分の1を乗じて得た面積に、増加し、又は減少する住宅の用に供する部分の床面積を加えた面積に応じ、アに定める額を徴収する。

ウ 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る区分ごとの手数料を次のとおり徴収し、又は額を引き上げ、複合建築物の場合はそれぞれの区分に応じて定める金額を合計した金額を徴収する。

区分		標準評価法の場合	併用評価法の場合	簡易評価法の場合	適合証の添付がある場合
住宅部分	一戸建ての住宅	36,000円～40,000円（現行 31,000円～35,000円）	27,000円～29,000円	18,000円～20,000円（現行 16,000円～17,000円）	5,000円（現行 4,000円）
	一戸建ての住宅以外の住宅	72,000円～294,000円（現行 63,000円～257,000円）	53,000円～228,000円	34,000円～163,000円（現行 30,000円～143,000円）	10,000円～84,000円（現行 9,000円～74,000円）
非住宅部分		238,000円～914,000円（現行 208,000円～799,000円）	/	91,000円～455,000円（現行 80,000円～398,000円）	10,000円～210,000円（現行 9,000円～184,000円）

エ 建築士事務所の登録（更新の登録を含む。）に係る手数料を1件につき25,000円（現行1級建築士事務所の場合は17,000円、2級建築士事務所又は木造建築士事務所の場合は12,000円）に引き上げる。

オ 手数料を徴収する教育職員免許法に基づく教育職員の免許状の授与に係る事務に、特定免許状失効者等に再び免許状を授与する場合の事務を加える。

[令和7年4月1日施行]

議案第44号 鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例（警察本部交通規制課）

自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部が改正され、自動車の保管場所標章が廃止されることに伴い、所要の改正を行うものである。

（手数料の概要）

廃止

区 分
自動車の保管場所標章の交付
自動車の保管場所標章の再交付

[令和7年4月1日施行]

議案第45号 鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調査会条例を廃止する条例（産業廃棄物処理施設審査課）

米子市淀江町小波地内の土地について、その地下水の流向等を把握するために県が行う地下水、地層及び地質の調査が終了したことに伴い、鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調査会を廃止するものである。

[公布施行]

議案第46号 工事請負契約（鳥取県地域衛星通信ネットワーク等更新工事）の締結について

（危機対策・情報課）

工 事 名：鳥取県地域衛星通信ネットワーク等更新工事
工 事 場 所：鳥取市東町一丁目271番地ほか
契約の相手方：株式会社中電工鳥取統括支社
契 約 金 額：561,000,000円
工事完成期限：令和8年3月13日

議案第47号 財産を無償で貸し付けること（童謡館・鳥取世界おもちゃ館用地）について

（文化政策課）

相 手 方：鳥取市
貸 付 財 産：行政財産

所在地	種 類	数 量
鳥取市西町三丁目202番地 ほか1筆	土 地	3,412.55㎡のうち 2分の1

貸 付 期 間：令和7年4月1日から令和11年3月31日まで
無償貸付理由：童謡館・鳥取世界おもちゃ館は県と鳥取市が合築したものであり、双方の公共施設として使用するため、引き続き同市の鳥取世界おもちゃ館持分に相当する用地を無償で貸し付けようとするものである。

議案第48号 財産を無償で貸し付けること（米子市営武道館用地）について（スポーツ課）

相 手 方：米子市
貸 付 財 産：普通財産

所在地	種 類	数 量
米子市糺町一丁目202番 ほか11筆	土 地	1,366.82㎡

貸 付 期 間：令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
無償貸付理由：武道の普及と競技力向上を図るため、米子市営武道館の用に供する土地を、引き続き無償で貸し付けようとするものである。

議案第49号 財産を無償で貸し付けること（（元）鳥取県営米子屋内プールの建物及び用地）

について（スポーツ課）

相 手 方：米子市
貸 付 財 産：行政財産

所在地	種 類	数 量
米子市皆生温泉三丁目1379番	土 地	21,054.70㎡のうち 14,325.98㎡
	建 物	2,903.91㎡

貸 付 期 間：令和7年4月1日から令和17年3月31日まで
無償貸付理由：県と米子市が締結した体育施設交換に関する協定に基づき無償譲渡したプール棟を含む（元）鳥取県営米子屋内プールについて、施設全体を一元的に管理するため、土地、管理棟、体育館及びその付随施設を、引き続き無償で貸し付けようとするものである。

議案第50号 財産を無償で貸し付けること（放牧場用地）について（畜産振興課）

相手方：鳥取市
貸付財産：普通財産

所在地	種類	数量
鳥取市河原町弓河内字兵円山 404 番 9	土地	4.5 m ²

貸付期間：令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

無償貸付理由：住民へ緊急情報を瞬時に伝達するための全国瞬時警報システム（Jアラート）の再送信局設備を設置する鳥取市に対して、設置の用に供する放牧場用地の一部を無償で貸し付けようとするものである。

議案第51号 財産を無償で貸し付けること（境港昭和地区埠頭用地）について（港湾課）

相手方：境港管理組合
貸付財産：普通財産

所在地	種類	数量
境港市昭和町9番22ほか11筆	土地	140,949.29 m ²

貸付期間：令和7年4月1日から令和17年3月31日まで

無償貸付理由：境港の港湾施設用地として使用するため、引き続き無償で貸し付けようとするものである。

議案第52号 財産を無償で貸し付けること（鳥取東高等学校進入路）について（教育環境課）

相手方：鳥取市
貸付財産：普通財産

所在地	種類	数量
鳥取市立川町五丁目179番ほか4筆	土地	246.71 m ²

貸付期間：令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

無償貸付理由：市道として利用されている学校敷地の一部を、引き続き無償で貸し付けようとするものである。

議案第53号 財産を無償で譲渡すること（円護寺川廃川敷地）について（県土総務課）

相手方：鳥取市
譲渡財産：普通財産

所在地	種類	数量
鳥取市円護寺字土手ノ内229番地2ほか1筆	土地	60.96 m ²

無償譲渡理由：円護寺川廃川敷地について、現在は地域住民の生活道路として利用されていることから、鳥取市が地域の実情に応じた管理を行うため、同市に無償で譲渡しようとするものである。

議案第54号 権利の放棄について（病院局総務課）

回収が不可能である債権について、権利を放棄するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものである。

放棄する権利	金額	相手方
平成14年5月20日から平成15年3月27日までの病院事業診療費に係る未納付額の請求権	43,516円	債務者 大阪府門真市 個人

放棄する権利	金額	相手方
平成 14 年 10 月 16 日から平成 16 年 3 月 31 日までの病院事業診療費に係る未納付額の請求権	677,202 円	債務者 岩美郡岩美町 個人 連帯保証人 岩美郡岩美町 個人
平成 15 年 5 月 1 日から同月 11 日までの病院事業診療費に係る未納付額の請求権	73,980 円	債務者 鳥取市 個人 連帯保証人 鳥取市 個人
平成 17 年 7 月 1 日から平成 22 年 11 月 23 日までの病院事業診療費に係る未納付額の請求権	68,985 円	債務者 鳥取市 個人
平成 18 年 11 月 17 日から平成 28 年 3 月 4 日までの病院事業診療費に係る未納付額の請求権	29,136 円	債務者 神奈川県鎌倉市 個人
平成 19 年 3 月 13 日から同年 8 月 10 日までの病院事業診療費に係る未納付額の請求権	11,423 円	債務者 鳥取市 個人
平成 19 年 4 月 17 日から平成 21 年 2 月 26 日までの病院事業診療費に係る未納付額の請求権	11,085 円	債務者 鳥取市 個人
平成 21 年 11 月 21 日の病院事業診療費に係る未納付額の請求権	3,789 円	債務者 鳥取市 個人
令和 4 年 11 月 4 日及び同年 12 月 16 日の病院事業診療費に係る未納付額の請求権	70,250 円	債務者 鳥取市 個人 連帯保証人 鳥取市 個人

議案第 55 号 関西広域連合規約の変更に関する協議について（総合統括課）

関西広域連合規約の一部を変更することに関し、関係地方公共団体と協議することについて、地方自治法第 291 条の 11 の規定により、議会の議決を求めるものである。

（概要）

広域連合長及び副広域連合長の定数を 1 人から 3 人以内に変更することに伴い、関連条項を改正する。

議案第 56 号 県道の路線の変更について（道路企画課）

次のとおり、県道の路線を変更するものである。

①岩美停車場新井線

	路線名	起 点	終 点
現 行	岩美停車場河崎線	岩美停車場	岩美郡岩美町大字新井
変更後	岩美停車場新井線	岩美停車場	岩美郡岩美町大字新井

②浦富岩井線

	路線名	起 点	終 点
現 行	陸上岩井線	岩美郡岩美町大字陸上	岩美郡岩美町大字岩井
変更後	浦富岩井線	岩美郡岩美町大字浦富	岩美郡岩美町大字岩井

③網代港岩美インター線

	路線名	起 点	終 点
現 行	岩美インター線	岩美郡岩美町大字岩本	岩美郡岩美町大字浦富
変更後	網代港岩美インター線	網代港	岩美郡岩美町大字浦富

議案第57号 天神川流域下水道の管理に要する費用について関係市町が負担すべき金額を定めることについての議決の一部変更について（水環境保全課）

天神川流域下水道の管理費用について、流域関連市町が負担すべき金額を変更するものである。

（変更内容）

- ・負担すべき金額：排水1立方メートルにつき108円（現行93円）

議案第58号 県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金についての議決の一部変更について（農地・水保全課）

県営土地改良事業等の実施にあたり関係市町村から徴収している負担金について、令和7年度から畑地帯総合整備事業（国営造成施設撤去事業）を実施することに伴い、市町村の負担金の額を定めるものである。

（負担すべき額）

事業区分	負担すべき額
畑地帯総合整備事業（国営造成施設撤去事業）	工事費の100分の5に相当する額

議案第59号 包括外部監査契約の締結について（行政監察・法人指導課）

包括外部監査人と契約を締結するため、地方自治法第252条の36第1項の規定により、議会の議決を求めるものである。

契約の目的：当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告

契約金額：9,320,000円を上限として、執務費用及び実費の額を合算して算定した額

契約の相手方：戸野 克則 税理士

議案第60号 専決処分の承認について

（1）損害賠償請求事件に係る訴えの提起について（道路企画課）

相手方：兵庫県宍粟市 個人

訴えの内容：令和4年（ハ）第65号損害賠償請求事件につき、令和6年12月9日言渡しのあった龍野簡易裁判所の判決を不服として控訴するものである。

議案第61号 特定の職の人材確保のための鳥取方式短時間勤務を導入する緊急措置に関する条例（人事企画課）

人材の確保が喫緊の課題となっている特定の資格又は免許を必要とする職等について、緊急の措置として導入する鳥取方式短時間勤務に関する事項を定め、多様で柔軟な働き方を可能とすることにより人材の確保を図るものである。

（概要）

- ① 人材確保の緊急の必要性のある保育士、看護師等の資格・免許職等について、育児、介護等の事情により短時間勤務を希望する者を「鳥取方式短時間勤務職員」として採用する。
- ②①により採用した職員からの請求に基づき、1週間当たり概ね9時間を基本として「働き方支援休暇」（無給休暇）を包括的に付与する。
- ③鳥取方式短時間勤務を行う職員の給料月額表を定める。
- ④その他所要の規定の整備を行う。

[令和7年4月1日施行]

議案第62号 鳥取県税条例の一部を改正する条例（税務課）

①地方税法の一部が改正され、個人の県民税の所得控除の見直し、県たばこ税の課税標準の算定方法の見直し、自動車税環境性能割の非課税措置の適用期限の延長等が行われることに伴い、所要の改正を行うものである。

②個人の県民税の寄附金税額控除の対象となる控除対象特定非営利活動法人に対する寄附金のうちその対象となる支出の期間が経過したものについて所要の改正を行う。

（概要）

ア 個人の県民税の所得割の課税標準の算定に係る所得控除に特定親族特別控除を加える。

イ 加熱式たばこに係る県たばこ税の課税標準は、当分の間、その重量（現行 その重量及び小売定価に相当する金額等）により換算した紙巻たばこの本数とする。

ウ 地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものの運行の用に供する一般乗合用のバスに係る自動車税環境性能割の非課税措置は、その取得が令和9年3月31日まで（現行 令和7年3月31日まで）に行われたものに適用する。

エ 個人の県民税の寄附金税額控除の対象となる控除対象特定非営利活動法人のうち特定非営利活動法人十人十色を削る。

[令和7年4月1日ほか]

議案第63号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（人事企画課等）

職員の在宅勤務等の実施に伴う負担の軽減等を図るため在宅勤務等手当を新設する等の所要の改正を行うものである。

（概要）

①職員の給与に関する条例の一部改正

ア 在宅勤務等手当の新設

（ア） 住居等において正規の勤務時間の全部を勤務することを、月の初日から末日までの間において10日を超えて命ぜられ、その勤務をした職員には、在宅勤務等手当を支給する。

（イ） 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

イ 定年前再任用短時間勤務職員に対して、医療職給料表(1)の適用を受ける職員に対する地域手当及びへき地手当（これに準ずる手当を含む。）を支給する。

②任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

ア 特定任期付職員業績手当を廃止する。

イ 特定任期付職員に対する期末手当の支給割合を0.95月分（現行 1.675月分）とする。

ウ 特定任期付職員に対して支給することができる手当に勤勉手当を加え、その支給割合を0.75月分とする。

エ その他規定の整備を行う。

③現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

①アに準じた改正を行う。

④企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

①及び②に準じた改正を行う。

⑤職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正

①イに準じた改正を行う。

[令和7年4月1日施行]

議案第64号 職員の旅費等に関する条例等の一部を改正する条例（人事企画課）

経済社会情勢の変化に対応するため、旅費は旅行に要する実費を弁償するものとし、その種類及び内容を見直す等所要の改正を行うものである。

（概要）

①職員の旅費等に関する条例の一部改正

- ア 職員に支給する旅費の種目を鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当（現行 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、旅行雑費及び死亡手当）とする。
- イ 鉄道賃の特別急行列車又は普通急行列車の座席指定料金に係る距離の制限を廃止（現行 片道 100 キロメートル以上）する。
- ウ その他の交通費（現行 車賃）の支給の対象となる費用にタクシー、レンタカー、有料道路又は有料駐車場の利用に係るものを加える。
- エ 宿泊費（現行 宿泊料）の支給額は、宿泊に係る特別な事情がある場合を除き、宿泊先の区分に応じて定める宿泊費基準額とする。
- オ 移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用に関する旅費種目として包括宿泊費を新たに設ける。
- カ 宿泊手当（現行 日当）の支給額は、宿泊を伴う旅行について 1 夜につき 2,400 円（現行 1 日につき 2,200 円）とする。
- キ 転居費（現行 移転料）の支給額は、転居の実態を勘案して算定される額（現行 旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた定額）とする。
- ク 着後滞在費（現行 着後手当）の支給額は、5 夜分を限度として現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額（現行 日当及び宿泊料定額の 5 夜分）とする。
- ケ 旅費の支給額の上限は、旅費の種目ごとにそれぞれの費用又は種目について計算した額と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額を合計した額とする。
- コ 旅行者がこの条例の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、その後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができることとする。
- サ その他所要の改正を行う。
- ②次の条例について、①に準じた改正を行う。
 - ア 証人、参考人、鑑定人等の費用弁償に関する条例
 - イ 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例

[令和 7 年 4 月 1 日施行]

議案第 65 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例（人事企画課）

職員の仕事と家庭生活等との両立を支援するとともに、勤務能率の増進等を図るため、職員の申告を考慮して勤務時間を割り振る制度（以下「フレックスタイム制度」という。）の拡充その他職員のより多様で柔軟な働き方の選択を可能とするために必要な措置を講ずるものである。

（概要）

①職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

- ア フレックスタイム制度において、通常の週休日に加えて勤務時間を割り振らない日を設ける措置の対象となる職員に、活力ある地域社会の実現に資する活動に従事する職員を加える。
- イ 次に掲げる場合には、休憩時間を一斉に与えないこととすることができるものとする。
 - （ア） 職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼし、又は能率を甚だしく阻害する場合として人事委員会規則で定めるとき。
 - （イ） フレックスタイム制度により勤務時間を割り振る場合において、職員からの申告を考慮して休憩時間を置くことが適当であるとき。
- ウ 子を養育するために正規の勤務時間以外の勤務をしないことを請求することができる職員は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（現行 3 歳に満たない子のある職員）とする。

エ 子育て部分休暇の対象となる子を中学校修了前の子及びこれに相当する子として人事委員会規則で定める子（障害者又は障害児である子にあっては、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの）（現行 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子）とする。

オ 任命権者は、職員が要介護者が当該職員の介護を必要とするに至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護の両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならないものとする。

カ その他所要の規定の整備を行う。

② 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

①に準じた改正を行う。

③ 職員の退職手当に関する条例の一部改正

フレックスタイム制度の拡充に伴う会計年度任用職員の退職手当の取扱いを定める。

[令和7年4月1日施行]

議案第66号 鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例（人事企画課）

令和7年度の組織改正等に伴い、職員定数の見直しを行うものである。

（概要）

- ・ 教育委員会事務局 3人増
- ・ 学校職員 11人減
- ・ 企業局職員 3人減

[令和7年4月1日施行]

議案第67号 鳥取県行政組織条例等の一部を改正する条例（人事企画課）

女性が働きやすく暮らしやすい社会づくり、地方創生の推進、鳥獣被害対策一元化等に向けた体制整備を行うものである。

（概要）

- ① 男女協働による未来創造に向けて、部長級の総括職員を配置するなど体制を拡充し、女性が働きやすく暮らしやすい社会づくりに向けた県民運動を進めるなど、人口減少社会下において、特に若い女性に選ばれ、女性が定着する地域づくりを推進する体制を整備する。
- ② 悔いの「地方創生2.0」の動きに呼応し、人口減少に歯止めをかけるため、県庁一丸となって「令和の改新」を推進する体制を整備する。
- ③ 鳥獣被害防止やジビエ利活用の推進に向けて、鳥獣被害対策や狩猟人材教育を一元的に対応する体制を構築する。
- ④ その他所要の規定の整備を行う。

[令和7年4月1日施行]

議案第68号 鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例（家庭支援課）

青少年がSNSやインターネットを通じて犯罪等に巻き込まれ、又は生成AIにより当該青少年の容貌の画像情報を悪用して児童ポルノ等が作成される被害が発生していることに鑑み、条例の定義規定において、「賭博」「児童ポルノ」の定義を明確化し、オンラインカジノや実在する青少年の顔から生成した児童ポルノを含むことを規定するとともに、青少年にオンラインカジノを利用する機会を与える行為や児童ポルノ等作成、製造及び提供を禁止すること等により、青少年の健全な育成環境の形成を図るため、所要の改正を行うものである。

（概要）

- ① この条例の規制の対象となる賭博に、オンラインカジノが含まれることを明記する。

- ②この条例の規制の対象となる児童ポルノ等に、生成A I等を利用して青少年の容貌の画像情報を加工して作成した姿態（当該青少年の容貌を忠実に描写したものであると認識できる姿態に限る。）を描写した情報を記録した電磁的記録及びその記録媒体が含まれることを明記する。
- ③保護者、学校関係者及び関係団体は、その監護する青少年がSNSを利用するに当たり、個人情報漏えい、いじめ、誹謗中傷、性的な被害等により、当該青少年が心身ともに健やかに成長し、その個人としての尊厳を重んぜられることを妨げられないよう、SNSの適切な利用方法を習得させることその他必要な教育及び保護に努めなければならないものとする。
- ④何人も、児童ポルノ等を作成、製造又は提供（県内の青少年に係る児童ポルノ等の県の区域外で行われる作成、製造又は提供を含む。）してはならないものとする。
- ⑤何人も、青少年が、賭博（オンラインカジノを含む。）、暴行、窃盗、強盗、詐欺、盗品譲受け等の犯罪行為等を行い、又はこれらの行為が青少年に対して行われることを知って、インターネットによりその機会を提供してはならないものとする。
- ⑥保護者は、その監護する青少年の年齢及びインターネットを適切に活用する能力の状況に応じ、次に掲げる事項について、ペアレンタルコントロールを適切に行うよう努めなければならないものとする。
- ア いわゆる闇バイトを募集する広告その他の犯罪の実行者を募集する情報の閲覧及び視聴を防止すること。
- イ SNSアプリについて保護者が同意したものに限り、利用できるようにすること。
- ⑦携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、青少年が使用するスマートフォンに係る契約締結等に当たっては、当該青少年の保護者等に対し、秘匿性を有するSNSアプリであって犯罪行為に係る連絡手段として用いられる場合があるもののインストールをペアレンタルコントロールにより制限する方法を説明するとともに、その内容を記載した書面又は電磁的記録を交付又は提供しなければならないものとする。
- ⑧県は、この条例の実施について、青少年等からの相談に対応するための体制を整備するとともに、関係者に対し必要な周知及び啓発を行うものとする。

[令和7年4月1日施行]

議案第69号 鳥取県病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例（病院局総務課）

県立病院の診療機能の充実及び地域の医療機関との連携強化を図るため、医師及び医療技術員等の増員を行うものである。

（概要）

現行 1,383人 → 改正後 1,399人（+16人）

[令和7年4月1日施行]

報 告 事 項

報告第1号 議会の委任による専決処分の報告について

(1) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和7年1月27日専決）

(警察本部監察課)

和解の相手方：境港市 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 99,000 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和6年3月10日、境港警察署の職員が、公務のため普通乗用自動車を運転中、駐車場に進入しようとした際、左側の安全確認が不十分であったため、和解の相手方が設置する塀に接触し、同塀を破損させたものである。

(2) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和7年1月27日専決）

(警察本部監察課)

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 60,456 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和6年10月3日、警察本部刑事部捜査第二課の職員が、公務のため小型乗用自動車を運転中、駐車場で駐車枠に駐車しようとした際、後方の安全確認が不十分であったため、駐車していた和解の相手方所有の小型乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。

報告第2号 鳥取県新型インフルエンザ等対策行動計画の一部変更について（感染症対策センター）

鳥取県新型インフルエンザ等対策行動計画について、新型コロナウイルス感染症への対応の経験及び新型インフルエンザ等対策政府行動計画の変更を踏まえ、同計画の一部を変更したので、新型インフルエンザ等対策特別措置法第7条第9項において準用する同条第7項の規定に基づき報告するものである。

報告第3号 地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの常勤職員数について（産業未来創造課）

地方独立行政法人法第54条第2項の規定により、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの常勤職員数について報告する。

令和7年1月1日現在 47人

報告第4号 長期継続契約の締結状況について

件数 新規 5件